

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成31年(2019年)3月4日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

小原一浩



- (6) 業務内容            ため池等太陽光発電モデル事業に関する業務  
                             上記業務に附帯または関連する一切の業務
- (7) 出資額                資本金の総額 1,000 千円  
                             [株主] 大阪狭山市 1,000 千円
- (8) 役員及び社員数    代表取締役 1 人、従業員 1 人  
                             (平成 30 年 12 月 26 日現在)

## 2 監査の結果と意見

本件監査の対象であるメルシーは、平成 27 年 11 月 19 日にグリーン水素シティ構想を掲げて設立された。一方、大阪狭山市においては、平成 28 年 4 月 1 日にグリーン水素シティ事業推進室（現在のグリーン水素シティ事業対策室）がグリーン水素シティ事業に関することを事務分掌として設置された。現在メルシーが実施しているため池等太陽光発電モデル事業は、平成 27 年 12 月に事業主をメルシーとして大阪狭山市がプロポーザル方式による公募を行っているが、当時のメルシーには、大阪狭山市長である代表取締役一人しか存在しなかった。その後、メルシーとグリーン水素シティ事業推進室との役割が曖昧なままに、同事業が進められ、メルシーの経営、財務、契約、運営や市の管理体制等について疑義が生じることとなった。

平成 29 年 10 月 2 日付けで大阪狭山市長から「大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に関する監査」（以下「市長要求監査」という。）の要求があり、これについては、平成 30 年 2 月 26 日付けで結果を提出している。市長要求監査における指摘事項には、決算諸表等に影響を及ぼす経理に関する事項も含まれていることから、本件監査時点において進捗状況を確認したところ、後述 3（2）のとおり、修正に向け調整中であった。そのため、メルシーから提出のあった決算諸表等には、財務状況が適正に表示されておらず、本件監査では、経営状況等の評価ができかねることとなった。

また、平成 30 年 4 月 4 日に提起された大阪狭山市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）については、平成 30 年 12 月末日を期限として措置を講じるよう勧告し、平成 30 年 12 月 27 日付けで大阪狭山市長から措置状況報告があった。しかし、措置状況については、関係団体と交渉中であり、一定の進展は見受けられるものの、問題解決には至っていなかった。

この住民監査請求は、本件監査とは直接関係はないが、措置内容がメルシーの経営状況と切り離すことはできないことから、メルシーの経営の正常化に向け、市長要求監査とあわせて速やかな措置を求めるものである。

なお、大阪狭山市は、グリーン水素シティ構想の取下げを表明し、平成 30 年 4 月 28 日付けで、グリーン水素シティ事業推進室を現在のグリーン水素

シティ事業対策室に組織名称を変更して、現在でも3名の市職員を配置している。平成30年7月13日には、メルシーとの役割分担を明文化するため、「メルシー for SAYAMA株式会社の指導監督等に関する事務要綱」を施行し、諸問題の解決に取り組んでいるが、メルシーに係る経営の正常化について一定業務の目途がついた時点で、メルシーの業務の現状に即した、より効率的な事務執行体制に向けた市の組織機構の再編を求めるものである。

一方、メルシーにおいても、ため池等太陽光発電モデル事業は存続したまま、規模を縮小することとなった。平成30年4月1日から従業員1名の体制となっており、経理規程については、概ね適正に運用されていることを従業員の事情聴取から確認しているが、定期或いは随時に経理状況の検査及び報告を行う等、社内でのチェック機能を強化し、法令遵守、リスク管理の徹底を求めるものである。

最後になったが、本件監査においては、出納その他の事務について後述3(1)のとおり、一部改善を要する事項があった。今後、これらに十分留意し、事務を執行されたい。また、所管グループは、組織再編後にあっても必要に応じて協議を行う等、常に適正な対応が図られるよう指導監督されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、または結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨を通知されたい。

### 3 指摘事項等

(1) 定款並びに経理規程等の規定に基づく事務の執行について、次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務処理を行うように改められたい。

#### ア 雇用契約について

従業員から勤務日数について事情聴取を行ったところ、週3日の勤務であったが、平成29年1月16日及び平成29年4月1日付けの雇用契約書では勤務を要しない日が「土・日曜日及び祝祭日、年末年始、特別休暇」と表記されていた。

#### イ 給与の支払いについて

第2期総勘定元帳の給与手当において、平成29年1月分から同年3月分までの給与を一旦未払金として処理し、従業員への支払いは平成29年6月2日となっていた。なお、平成29年1月16日付けの雇用契約書では、毎月20日締め翌月25日支払いとなっていた。

ウ 旅費交通費について

平成29年7月28日のSAYAKAホール駐車場の領収証について、第2期総勘定元帳の旅費交通費に記帳漏れとなっていた。

エ 消耗品費について

第2期総勘定元帳の仮受金において、資金がないため立替購入した消耗品として平成29年1月21日にパソコン2台、同年2月15日に会計ソフトが計上されていたが、仮受金勘定では精算時に仮受け元を表記すべきところ、なされていなかった。

オ 領収証について

前述(1)エのパソコン2台の購入に係る領収証の宛名に記入漏れが見受けられた。

カ 売上高について

「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」業務委託変更契約書(平成29年8月22日締結)第17条では、メルシーは、農業振興交付金及び事業実施者経費を毎月、関西電力株式会社からの売電料の入金後10日以内に支払いを受けることとなっている。第2期及び第3期総勘定元帳では、農業振興交付金は数か月分まとめたの入金となっており、契約内容どおりとなっていなかった。

(2) 市長要求監査による指摘事項や決算諸表等の修正等に向け調整中の事項について、メルシーの関係者から事情聴取を行う等、本件監査の実施時点で確認した事項は以下のとおりである。

ア 事業運営に必要な初期経費について

「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」業務委託基本契約書の特例措置に関する覚書(平成28年8月9日締結)に基づく事業運営に必要な初期経費として支払われた20年間にわたる前払い金1,700万円(税抜)について、その20分の1の金額を第1期に売上計上しているが、市長要求監査の結果においては、事業運営初期経費は電力需給開始から20年間に対応するものであるため、電力需給を開始した第2期から20年間にわたり売上に計上すべきであったとの指摘を行っていた。

この点については、指摘のとおり第2期から売上に計上する内容で決算修正を行うとの意向を確認した。

#### イ 特例措置経費について

特例措置経費とは、「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」業務委託変更契約書の特例措置に関する覚書（平成 29 年 11 月 27 日締結）に基づき、平成 29 年 10 月分から平成 31 年 9 月分までの事業実施者経費を月額 85 万円（税抜）の固定額とするものである。

この内容については、特例措置経費から本来の事業実施者経費を控除し、前述（2）アの事業運営初期経費を加えた額について平成 31 年 11 月 1 日に借り入れたと仮定した金利相当額を、平成 31 年 10 月分以降の事業実施者経費から減じて精算することとなっている。

従業員に事情聴取を行ったところ、特例措置経費は借入金ではなく、あくまでも前受金との認識であった。その根拠となる覚書の締結に至った経緯については不詳であるが、メルシー社長と同社元総務部長との話し合いで決めたとのことであった。

この覚書の締結により、特例措置経費の精算においては、月々の事業実施者経費から前述の金利相当額を減じること、また、前述（2）アの事業運営初期経費の前受け金についても、当初に取り決めがなかったにも関わらず、これも減額の対象としていることから、曖昧かつ複雑な契約となっている。事業本来の目的に沿った契約に基づき経理すべきであった。

#### ウ 協賛金について

協賛金について、市長要求監査の結果において現に一度收受した協賛金を返還していることから、売上の実現要件を満たしておらず、当該協賛金 400 万円は売上に計上すべきではなく、預り金等の負債として計上することが妥当であったと考えられるとの指摘を行っていた。

この点について、今後行う決算修正で預り金として計上し、返金する意向であることを確認した。

#### エ 開発費について

開発費については、繰延資産に計上し、5 年間で減価償却を行う予定であったが、市長要求監査の結果においては、支出時に費用として処理すべきだったと考えられるとの指摘を行っていた。

この点について、今後行う決算修正で費用として計上し、平成 30 年 3 月 30 日付けで入金があった返還金と清算する意向であることを確認した。

#### オ 商標権について

商標権については、無形固定資産として計上されているが、市長要求監査の結果においては、メルシーが権利者として申請されていないため、メルシーとしては資産価値がなく、費用として処理すべきであるとの指摘を行っていた。

この点について、商標権は、事業を取下げしたグリーン水素シティ構想に関するものであり、かつ、現在、商標権が発生しておらず、また、発生する見込みもないため、第3期で費用として計上する意向であることを確認した。